

公安委員会	警察法施行令の一部を	令和5年3月16日
説明資料No. 1	改正する政令案等について	長官官房

1 警察法施行令の一部改正

地方警務官を1人増員し、定員を都道府県を通じて631人とする。(第6条関係)

2 警察法施行規則の一部改正

- (1) 国際サイバー捜査調整官(サイバー捜査課)を設置する。(第50条関係)
- (2) 総務調整官(関東管区警察学校庶務部)を設置する。(第158条関係)
- (3) その他所要の規定を整備する。

3 警察庁の定員に関する規則等の一部改正

- (1) 令和5年度における増員等に伴い、警察庁の各内部部局別、各附属機関別及び地方機関の定員を改正する。(警察庁の定員に関する規則第1条関係)
- (2) その他所要の規定を整備する。

4 地方警務官階級別定員の都道府県別配分数の定め

地方警務官の増員に伴い、階級別定員の都道府県別配分数を定める。

5 施行期日

令和5年4月1日

1 警察官の職務に協力援助した者の災害給付制度

警察官の職務に協力援助した者が、そのために災害（負傷、疾病、障害又は死亡）を受けた場合に、被災者及びその家族の生活の安定を図るため、国又は都道府県が療養その他の給付を行うもの。

2 改正の内容（第7条の2第2項関係）

労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）の改正による介護補償給付の額の改定を受け、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）に基づく介護補償の月額が引き上げられることに伴い、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令における介護給付の金額の引上げを行う。

(1) 常時介護を要する場合（障害の程度が重い場合）

	【現 行】		【改定後】
・ 実費補填の限度額	171,650円	→	172,550円
・ 親族介護の場合の定額	75,290円	→	77,890円

(2) 随時介護を要する場合（障害の程度が軽い場合）

	【現 行】		【改定後】
・ 実費補填の限度額	85,780円	→	86,280円
・ 親族介護の場合の定額	37,600円	→	38,900円

3 施行期日

令和5年4月1日

公安委員会 説明資料No. 3	犯罪対策閣僚会議(第36回)について	令和5年3月16日 長官官房 生活安全局 刑事局
<p>1 開催日時等</p> <ul style="list-style-type: none">○ 開催日時：令和5年3月17日（金）閣議前○ 構成員：全閣僚 <p>2 会議の内容</p> <p>(1) SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プランについて</p> <p>SNSで実行犯を募集する手口による強盗等事件が広域で発生しているほか、特殊詐欺をめぐる情勢がなお深刻であることを受け、この種の犯罪から国民を守るため、「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」を決定予定。</p> <p>(2) 不審者の学校侵入防止対策の強化について</p> <p>不審者の学校侵入を防止するための対策について、文部科学大臣から報告予定。</p> <p>(3) 第二次再犯防止推進計画について</p> <p>再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）に基づき、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を引き続き図るため、「第二次再犯防止推進計画」を決定予定。</p>		

1 経緯

平成25年1月の日越首脳会談において、両国の首相が警察庁とベトナム公安省との間の次官級協議の開催に合意。同年11月の第1回協議（於：ハノイ）以降、平成30年まで毎年両国において交互に開催。

その後、新型コロナウイルスの世界的な流行により中断するも、この度再開。

日・ベトナム両国の警察分野での連携を強化するため、双方が関心を有する治安課題について意見交換等を実施。

2 日程及び開催場所

令和5年3月8日（水）

ベトナム社会主義共和国ハノイ市

3 出席者（代表）

日本側：緒方警察庁次長

ベトナム側：クアン公安副大臣

4 協議の概要

(1) 議題

- ・ 来日ベトナム人犯罪対策（国際捜査協力）
- ・ サイバー犯罪対策（マンガ海賊版サイト対策）

(2) 協議結果

- ・ 組織的な犯罪の取締りのために、日越双方の実務者間での情報交換を一層進めていくことで一致。
- ・ ベトナム発のマンガ海賊版サイト撲滅に向けた対策の重要性について認識を共有し、連携して取り組むことで一致。
- ・ 議題外事項として、日本側から、北朝鮮と国交を有するベトナム側に対し、拉致問題の解決に向けた協力を要請。

5 次回の開催

第8回協議は、来年、日本において開催予定。

公安委員会	災害対策基本法施行令等の	令和5年3月16日
説明資料No. 5	一部を改正する政令案等について	交 通 局

1 概要

災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）及び災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）等について、意見公募手続を経た上で、改正するもの（内閣府等において実施）。

2 改正理由

災害発生時における都道府県公安委員会等の負担軽減を図る必要があることや、サービス・小売業界等から緊急通行車両に係る標章等の事前交付を求める要望が出されていること等を踏まえ、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、災害対策基本法施行令等の一部を改正する。

3 主な内容

(1) 災害対策基本法施行令

都道府県知事又は都道府県公安委員会は、災害応急対策を実施することとされている指定行政機関等の車両については、使用者の申出により、災害発生時の前においても緊急通行車両に係る確認を行うことができることとするもの。

(2) 災害対策基本法施行規則

申出書及び添付書類について定めるほか、標章及び証明書の書換え交付、再交付及び返納等について定めるもの。

(3) その他

大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）、原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）等についても、事前に緊急通行車両等に係る確認を行うことができることとする等、所要の改正を行うもの。

4 今後の予定

意見公募手続：令和5年3月中開始目途

公 布：令和5年5月目途

施 行：令和5年9月1日

1 概要

サイバー空間は、全国民が参加し、重要な社会経済活動が営まれる公共空間へと変貌を遂げ、実空間とサイバー空間が融合した社会の到来が現実となりつつある。本資料は、令和4年中におけるサイバー空間の脅威の情勢を示す指標、事例等を紹介するものである。

2 情勢概況

ランサムウェアの感染被害が拡大するとともに、我が国の暗号資産関連事業者、学術関係者等を標的としたサイバー攻撃が明らかになり、また、インターネットバンキングに係る不正送金被害が下半期に急増するなど、サイバー空間をめぐる脅威は極めて深刻な情勢が続いている。

3 サイバー空間の脅威情勢

- ランサムウェアによる感染被害が拡大する中、サプライチェーン全体の事業活動や地域の医療提供体制に影響を及ぼす事例が確認された。
- 政府機関や国内企業等の運営するウェブサイトが一時閲覧不能になる事案が発生し、親ロシアのハッカーが犯行をほのめかす声明を発表した。
- サイバー空間における探索行為等とみられるアクセス件数は継続して高水準で推移している。

4 警察における取組

- サイバー事案への対処能力の強化、諸外国と連携した脅威への対処等を推進する観点から、令和4年4月に警察庁にサイバー警察局、関東管区警察局にサイバー特別捜査隊を設置した。
- 北朝鮮当局の下部組織「ラザルス」によるものとみられるサイバー攻撃に対し、金融庁及び内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）と連名で注意喚起を実施した。
- 国内の学術関係者、シンクタンク研究員等に対して、一定の共通する手口で不正プログラムを実行させ、情報窃取を試みるサイバー攻撃が多数確認されたことを受け、注意喚起を実施した。
- インターネットバンキングに係る不正送金事案の急増を受け、金融庁と連携し、一般社団法人全国銀行協会等に対して、フィッシング対策の強化を要請した。